

兵庫県公報

令和7年10月3日 金曜日 第2号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

- 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課） 1

公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正により、同条例に定める個人番号利用事務（保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。以下同じ。）から準法定事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に定める個人番号利用事務に準ずる事務をいう。）と重複する事務が削除されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第40号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削り、同表5の項中「別表第1の1の款(5)の項」を「別表第1の1の款(4)の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表5の2の項及び6の項を削り、同表7の項中「別表第1の1の款(7)の項」を「別表第1の1の款(5)の項」に改め、同項事務の欄(1)中「高等学校等」を「就学支援金法第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）」に改め、同項を同表5の項とし、同表8の項中「別表第1の1の款(8)の項」を「別表第1の1の款(6)の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表9の項中「別表第1の1の款(9)の項」を「別表第1の1の款(7)の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表10の項を同表8の項とし、同表11の項を削り、同表12の項中「別表第1の2の款(3)の項」を「別表第1の2の款(2)の項」に改め、同項を同表9の項とし、同表13の項中「別表第1の2の款(4)の項」を「別表第1の2の款(3)の項」に、「7の項事務の欄」を「5の項事務の欄」に改め、同項を同表10の項とし、同表14の項を削り、同表15の項中「別表第1の2の款(6)の項」を「別表第1の2の款(4)の項」に、「9の項事務の欄」を「7の項事務の欄」に改め、同項を同表11の項とする。

別表第2の1の款を削り、同表1の2の款中「別表第2の1の款(1)の2の項」を「別表第2の1の款(1)の項」に、「身体障害者手帳関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に、「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に改め、同款を同表1の款とし、同表3の款(1)の項情報の欄ウ中「生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表4の款を削り、同表5の款中「別表第2の1の款(5)の項」を「別表第2の1の款(4)の項」に改め、同款情報の欄(2)中「係る」の右に「就学支援金法第3条第1項に規定する」を加え、

同款を同表4の款とし、同表6の款を削り、同表7の款中「別表第2の1の款(7)の項」を「別表第2の1の款(5)の項」に改め、同款を同表5の款とし、同表8の款中「別表第2の1の款(8)の項」を「別表第2の1の款(6)の項」に改め、同款を同表6の款とし、同表9の款中「別表第2の1の款(9)の項」を「別表第2の1の款(7)の項」に改め、同款を同表7の款とし、同表10の款中「別表第2の1の款(10)の項」を「別表第2の1の款(8)の項」に改め、同款を同表8の款とし、同表11の款を同表9の款とし、同表12の款及び13の款を削る。

別表第3の1の款及び2の款を削り、同表3の款事務の欄中「学校保健安全法」の右に「(昭和33年法律第56号)」を加え、同款を同表1の款とし、同表4の款事務の欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 別表第2の9の款(1)の項事務の欄に掲げる事務 |
| (2) 別表第2の9の款(2)の項事務の欄に掲げる事務 |
| (3) 別表第2の9の款(3)の項事務の欄に掲げる事務 |

別表第3の4の款を同表2の款とし、同表5の款を削り、同表6の款中「別表第3の2の款(3)の2の項」を「別表第3の2の款(3)の項」に改め、同款を同表3の款とし、同表7の款中「別表第2の7の款事務の欄」を「別表第2の5の款事務の欄」に改め、同款を同表4の款とし、同表8の款を削り、同表9の款中「別表第3の2の款(6)の項」を「別表第3の2の款(5)の項」に改め、同款(1)の項中「別表第2の9の款(1)の項事務の欄」を「別表第2の7の款(1)の項事務の欄」に改め、同款(2)の項中「別表第2の9の款(2)の項事務の欄」を「別表第2の7の款(2)の項事務の欄」に改め、同款を同表5の款とし、同表10の款中「別表第3の2の款(7)の項」を「別表第3の2の款(6)の項」に改め、同款を同表6の款とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。